



柿岡小学校 明るく元気に1年生 ～学校の人々と交流を深めるために～

柿岡小学校では、4月に26人の1年生が入学しました。1年生に早く学校に慣れてもらえるよう、4月に「1年生を迎える会」を開きました。5月には、2年生の案内で1年生が教室や運動場などを回り、先生方にあいさつや自己紹介をしたり、好きなものを質問したりする「あいさつチャレンジ」に取り組み、先生方との交流を深めました。また、2年生の案内で各教室や特別教室をめぐり、校舎の配置や様子確かめる「学校探検」も行いました。初めて入る教室もあり、みんな嬉しそうに校舎内を探検していました。

1年生も学校に慣れ、友だちや上級生と仲よく過ごしています。



子育て information

石岡市の子育て情報をお届けします！

令和6年度子育て世帯及び新婚世帯新生活支援補助金

問こども未来課 TEL 23-7331

▶市では、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに未就学児を連れて転入した子育て世帯や婚姻した（または婚姻予定の）新婚世帯で、市内に定住予定の皆さんへ、新生活費用の一部を助成します。

助成費用：

- ①住宅の購入費（土地建物込みの場合も建物部分のみ）
- ②住宅のリフォーム費用
- ③家賃（住宅手当が支給されている場合は、それを除いた額）
- ④敷金・礼金・共益費・仲介手数料
- ⑤引越費用（業者利用の場合のみ）

対象者要件：

子育て世帯

- ①転入日時時点で未就学児を含み、父母が直近5年以上市外に居住していた世帯

②父母の所得の合計が400万円未満

新婚世帯（婚姻日時点の年齢で判断します）

①婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下

②夫婦の所得の合計が500万円未満

補助金額：

子育て世帯：上限30万円

新婚世帯：29歳以下…上限60万円

39歳以下…上限30万円

対象期間：～令和7年3月31日頃まで

※予算の範囲内での交付のため、募集期限前でも予算額に達した場合、受付を終了させていただきます。ご了承ください。

※補助金を受けるには**事前申請**が必要です。詳しくは市ホームページ

からご確認、または電話にてお問い合わせください。



▲子育て世帯



▲新婚世帯



「卵と野菜のたっぷりスープ」



作り方

- ①小松菜は3cmの長さに、白菜は短冊切りにする。
トマトは湯むきし、種を除いてサイコロ状に切る。
長ねぎは粗みじん切りにする。
 - ②鍋に小松菜と白菜、水、中華だしを入れ、10分程柔らかくなるまで煮る。
 - ③②に卵を溶き入れ、味をみて塩・こしょうを入れ、器に盛ってトマト、長ねぎを散らす。
- (1人分：エネルギー 55kcal 食塩相当量 1.2g)

材料（4人分）

小松菜	100 g
白菜	100 g
トマト	中1個
長ねぎ	20 g
水	600mL
中華だし	小さじ1
卵	2個
塩	小さじ1/3
こしょう	少々

point!

☆野菜を多く使用するので、栄養たっぷりのスープです。
☆白菜は、繊維に対して直角に包丁を入れると、加熱の際に甘みが出て旨味が増します。キャベツなどでもおすすめです。

消費生活ホットライン

消費生活センター（市役所本庁舎内）Tel 22-2950

受付時間／月～金

午前10時～正午・午後1時～4時30分

「暮らしのレスキューサービス」のトラブルに注意！



水回りの修理・鍵の修理・害虫駆除などの「暮らしのレスキューサービス」は、消費者の手助けとなる一方、料金や作業内容などで

事業者とトラブルになる事例も見られます。

事例1

トイレが詰まったのでネットで検索し「トイレ修理500円～」と表示のある業者に来てもらった。すると「詰まりがひどいので特別な機械で作業が必要。25万円かかる」と言われた。仕方なく支払ったが納得がいけない。

事例2

鍵を紛失したため鍵業者に電話をしたところ「料金は1万円」と言われたので依頼した。しかし、自宅にきた作業員に「特殊な鍵なので5万円かかる」と言われたので断ったところ「キャンセル料は4,000円」と言われた。

アドバイス

- ①広告・サイトなどで安い料金が表示されていても、うのみにせず、訪問を依頼する際には、追加料金の有無や見積もり料・出張料・キャンセル料の金額などを、しっかりと確認しましょう。
- ②作業前に見積もりを依頼し、実際の作業内容や料金を十分に確認してから契約しましょう。想定していた料金とかけ離れた作業を提案された場合は、無理に契約せず、作業を断りましょう。
- ③請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを伝えて、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- ④緊急時に慌てないように、初期対応の方法や、信頼できる地元の業者の情報などを、日頃から集めておきましょう。
- ⑤困ったときには消費生活センターにご相談ください。